

ふくしま障害者虐待防止センターより

ふくしま障害者虐待防止センターは、福島市・伊達市・国見町・桑折町・川俣町から平成 24 年 10 月の法施行と同時に業務の一部を委託されております。第 1 義的には市町村が虐待防止センターとなっておりまして、その業務のうち、センターが受けているのは、「通報届出の窓口」と、「障がい者虐待防止についての広報啓発活動やネットワーク構築」、「虐待を受けた障がい者やその養護者への支援」となっております。広報啓発活動は平成 26 年ころから本格的に動き始めました。皆様方の事業所にもお伺いしまして、職員向けに広報啓発活動をさせていただいております。さらに近年では、各事業所での取り組みの参考等なるように利用者向け（当事者向け）の広報啓発（パンフレットを使って 10 分程度）についてもご希望を承っており、調査票にご記入いただきご返信くださいますようお願いいたします。

さて、ここ最近の広報啓発活動では、「不適切なケア（明らかに適切であるとされるケア以外のもの）、グレーゾーンについて」という話をさせていただいております。安全管理を最優先、人材不足、専門性不足など様々な事情があるとは思いますが、だからといってそれを理由にして不適切なケアを「そのくらいはしかたがない」「このくらいは、まあいいだろう」「このくらいは虐待ではないだろう」と肯定したり放置したりしていると、早期発見や早期介入ができにくくなり、しだいにエスカレートしてしまいます。そして、その「虐待の芽」はどんどん大きくなっていき、取り返しのつかない重大な虐待事件となってしまいます。それを防ぐには、事業所の都合を優先させてしまうのではなく、前提として虐待について知り、やってはいけないことを知ったうえで、「利用者のことを第一に考えた支援」＝適切な支援とは何かを知るということを意識することが大事なのだらうと思います。

また、特に知的障がい者に対する姿勢に関することですが、「くん、ちゃん呼び」や呼び捨て、また利用者のことを話す際に「あの子、この子…」という表現をすることがないかどうか、もう一度見直してみる必要があるかと思います。重大な虐待事件の最初の小さな芽がこのことである可能性もあるからです。

このようなことを事業所の職員に時々思い出していただく機会として、我々の広報活動を使っただけだと大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。